

意見書（案）第25号

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の拡充を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	紫野あすか
賛成者	〃	石井れいこ

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の拡充を求める意見書

2020年10月から始まった「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」は通勤の付添いや職場での代筆、代読など営業や経済活動でも可能となった。この制度を使って通勤ができ、自営業者も利用可能で、仕事中のたんの吸引にも適用される。たとえ障がいがあったとしても、やりたい仕事や目標に向かって頑張ろうという希望が生まれている。実施するかどうかは各自治体の判断となっているが、昨年10月時点で26区市町村、僅か92人の利用にとどまっている。重度訪問介護の利用者は全国で約1万2,000人。このうち就労者は推計で約800人であることから、この事業は、本来適用される人の1割程度しか利用されていないことになる。この制度を導入していない自治体ではそもそも利用することすらできない。職業選択の自由は当然の権利であり、どこに住んでいても、障がい者がひとしく就労支援を受けることができるようにすることが必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、国が責任を持って重度障害者等就労支援特別事業を遂行し、働く障がい者、また働きたい意欲のある全ての障がい者が利用できるように、さらなる制度の拡充を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊藤俊明